介護予防支援・介護予防ケアマネジメント重要事項

当事業所はご契約者に対して、介護予防支援・介護予防ケアマネジメントサービスを提供します。

事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを、次のとおり説明致します。

《目　　次》

1. 事業者
2. 事業所の概要
3. 事業の目的
4. 事業所の運営方針
5. 事業実施地域及び営業時間
6. 職員体制
7. 提供するサービス内容と利用料金
8. サービスの利用方法
9. 業務の委託
10. 事故発生時の対応及び賠償責任
11. 虐待の防止について
12. 相談・苦情の窓口
13. 秘密保持・個人情報の取扱いについて

天童市地域包括支援センターめいこうえん

1．事業者

法人名	社会福祉法人　天童福祉厚生会
代表者氏名	理事長　　武　田　　淳
所在地	天童市大字矢野目 150 番地 電話　023-653-3071　　FAX　023-653-3070

2．事業所の概要

事業所名称	天童市地域包括支援センターめいこうえん
指定事業所番号	指定　0601600026　号
所在地	天童市大字矢野目 150 番地 電話　023-664-0600　　FAX　023-664-1317
管理者氏名	センター長　　石　川　秀　行

3．事業の目的

ご契約者が可能な限り居宅において自立した生活を送れるよう介護予防サービスの種類、内容等の支援計画を作成します。また、サービス事業者等との連絡調整を行います。

4．事業所の運営方針

① 当事業所は、介護予防の効果を最大限に発揮し、ご契約者が生活機能改善を実現できるよう配慮します。
② 当事業所は、ご契約者の心身の特性を踏まえて、可能な限り居宅において自立した生活を営むことができるよう配慮します。
③ 当事業所は、ご契約者の心身の状況や環境等に応じて、ご契約者の選択に基づき、保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。
④ 介護予防支援･介護予防ケアマネジメントの提供にあたっては、ご利用者の意思等尊重し、特定の種類または特定のサービス事業者に不当に偏ることのないよう公平中立に行います。
⑤ 当事業の実施にあたっては、天童市、在宅介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組み等との連携に努めます。

5．事業実施地域及び営業時間

通常の事業実施地域	天童南部・蔵増・寺津・高擶・干布・荒谷・長岡
営業日	月曜から金曜（※祝日・12 月 29 日から 1 月 3 日を除く）
営業時間	午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
緊急時連絡	当事業所は、24 時間体制をとっております。 023-664-0600 まで、ご連絡下さい。

6．職員体制

当事業所では次のとおり、介護支援専門員その他の介護予防支援･介護予防ケアマネジメントに関する知識を有する職員を配置しております。

職　　員	保有資格	常　勤	非常勤
管理者	主任介護支援専門員	１名	０名

担当職員	主任介護支援専門員	１名	０名
	社会福祉士	３名	０名
	看護師	１名	０名
	介護支援専門員	２名	０名

7. 提供するサービス内容と利用料金

① 介護予防サービス計画の作成

ご契約者のご家庭を訪問して、ご契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握した上で、予防サービスおよびその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等（以下「サービス事業者」という。）が総合的かつ効率的に提供されるよう配慮し、介護予防サービス計画を作成します。

② 介護予防サービス計画の交付

介護予防支援・介護予防ケアマネジメントに関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画をご契約者および当該計画に位置付けたサービス事業所の担当者に交付します。

【介護予防サービス計画作成の流れ】

1) 事業所は担当職員に、介護予防サービス計画の作成に関する業務を担当させます。
2) 介護予防サービス計画の作成の開始にあたって、当該地域における複数の介護予防サービス、事業者等に関するサービスの内容、利用等の情報を適正にご契約者またはそのご家族に対し提供し、ご契約者にサービスの選択を求めます。また、当該事業所をケアプランに位置付けた理由についても、ご希望に応じ説明致します。
3) 介護支援専門員・当該職員は、ご契約者およびそのご家族の置かれた状況等を考慮して、ご契約者が目標とする生活、専門的観点からの目標と具体策、ご契約者およびご家族の意向を踏まえた具体的な目標、その目標を達成するための支援の留意点、行うためにすべき支援内容およびその期間等を盛り込んだ、介護支援サービスの原案を作成します。
4) 担当職員は、前項で作成した介護予防サービス計画の原案に盛り込んだサービス等について、保険給付または介護予防日常生活支援総合事業によるサービスの対象者となるかを区分したうえで、その種類、内容、利用料等について、ご契約者およびそのご家族等に対して説明し、ご契約者の同意を得た上で決定するものとします。

③ 介護予防サービス計画作成後の便宜の供与

1) ご契約者およびそのご家族、サービス事業者等との連絡を継続的に行い、介護予防サービス計画の実施状況を把握します。
2) 介護予防サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるようサービス事業者等との連絡調整を行います。
3) ご契約者の意向を踏まえて、要支援認定更新申請等に必要な援助を行います。

④ 介護予防サービス計画の変更

ご契約者が介護予防サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が変更を必要と判断した場合には、事業者とご契約者双方の合意に基づき、介護予防サービス計画を変更します。

⑤ 介護予防サービス計画の評価

担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた期間が終了する時は、当該計画の目標達成状況について評価を行います。

⑥ 施設への紹介

ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難と認められる場合、ご契約者が施設

等への入院または入居を希望される場合には、必要な支援を行い、施設への紹介、その他の便宜の提供を行います。

⑦　医療機関との連携

事業者は、ご契約者またはご家族に対して、入院時に担当職員の氏名等を入院先医療機関に提供することを依頼します。

ご契約者が医療系サービスの利用を希望された場合等は、ご契約者の同意を得て主治医等の意見を求めると共に、主治医等に対してケアプランを交付します。

また、介護予防サービス事業者等からご契約者に係る情報提供を受け、口腔や服薬状況に課題がある場合、担当職員から主治医や歯科医師、薬剤師に、情報提供させて頂くことがあります。

⑧　サービス料金

介護予防支援・介護予防ケアマネジメントに関するサービスの利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて国保連または保険者からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合は、ご契約者の自己負担はありません。

但し、ご契約者の介護保険料の滞納等により、事業所が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合には、下記料金を一旦お支払い頂きます。

【介護予防支援・介護予防ケアマネジメント（月額)】

介護予防支援	4,420 円	初回加算	3,000 円	委託連携加算	3,000 円

介護予防ケアマネジメント	A：4,420 円	初回加算	3,000 円	委託連携加算	3,000 円
	B：2,210 円	初回加算	3,000 円		
	C：7,380 円	※初回のみ			

なお、上記の料金に、介護職員等処遇改善加算として 2.1%が加算されます。

⑨　交通費

天童市にお住まいの方は無料です。天童市を超えた地点から、片道概ね 10 ㎞以上の場合、実費 500 円を頂きます。

8. サービスの利用方法

①　サービスの利用開始

まずはお電話でご相談下さい。当事業所の職員がお伺いし、介護予防支援・介護予防ケアマネジメントに関するご説明させて頂いたうえで、ご契約の手続きを行います。

②　サービスの終了

1)　ご契約者からのサービス終了

ご契約者の都合でサービスを終了する場合、終了を希望する日の 2 日前までに文書でお申し出ください。また、次に掲げる事由に該当した場合においても、ご契約者はサービスを終了することができます。

・事業者が作成した介護予防サービス計画に、同意できない場合。
・事業者もしくは介護支援専門員（担当職員）が、正当な理由なく本契約に定める支援を実施しない場合。
・事業者もしくは介護支援専門員（担当職員）が、守秘義務に違反した場合。
・事業者もしくは介護支援専門員（担当職員）が、社会通念を逸脱する行為を行った場合。

2)　事業所からのサービス終了

次に掲げる事由に該当した場合、当事業所からサービスを終了させていただくことが

あります。
・ご契約者がその身体の状況および病歴等の重要事項に関し、不実の告知を行ったことにより、サービスを継続しがたい重大な事情が生じた場合。
・ご契約者やご家族が、当事業所や当事業所の職員に対して、この契約を継続しがたい背信行為を行った場合。
・サービスのご利用が、相当期間以上見込まれない場合。

3) 介護支援専門員の交代

事業所の都合により、介護支援専門員の交代についてご相談させて頂く場合があります。その際には、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

4) その他

次に掲げる事由に該当した場合は、サービスを自動的に終了します。
・ご契約者が死亡若しくは被保険者の資格を喪失した場合。
・要介護認定を受けた場合。
・やむを得ない事情により、事業所が解散または閉鎖、縮小する場合。
・事業所が介護保険指定事業所の指定を取り消された場合、または辞退した場合。
・基本チェックリスト実施結果が、事業対象者に該当する基準を満たさなくなった場合。

9. 業務の委託

当事業所では、下記の業務委託内容の一部を別紙に記載した指定居宅介護支援事業所に委託する場合があります。ご契約者の介護予防サービス計画の作成を担当する事業所（当事業所を含む）については、ご契約者と協議のうえ決定します。

委託業務の実施にあたって、当事業所と同様、契約書に定める守秘義務を守ります。
・介護予防支援・介護予防ケアマネジメントにかかわるアセスメントの実施
・計画の原案の作成
・サービス担当者会議の開催（ご利用者及びそのご家族への参加の依頼）
・ご契約者に対する計画原案の説明
・ご契約者およびサービス担当者に対する計画書の交付
・モニタリングの実施
・介護予防に係る効果の評価
・保険給付に係る給付管理業務
・ご契約者およびサービス担当者等との連絡調整
・医療との連携促進
①必要に応じ主治の医師等への計画書の交付
②サービス事業者等の報告による、医師等への必要な情報伝達
③入院時における担当ケアマネジャーの情報提供についての依頼
・その他

10. 事故発生時の対応および賠償責任

① ご契約者に対する介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、ご家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

② ご契約者に対する介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、その責任の範囲において速やかに損害を賠償します。

11. 虐待の防止について

当事業所は、ご利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる通り、必要な措置を講じます。

① 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催します。

② 虐待防止の指針を整備し、また研修等を通じて、職員の人権意識の向上や知識の向上に努めます。

③ 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を置きます。

④ 職員が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、職員が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

⑤ サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（利用者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

12. 相談・苦情の窓口

当事業所の介護予防支援に関する相談・苦情、または介護予防サービス計画に基づいて提供している各サービスについての相談・苦情については、下記の窓口で承ります。

天童市地域包括 支援センター窓口	担当者	主任介護支援専門員　　矢萩　知津
	連絡先	電話　023-664-0600　　FAX　023-664-1317
	受付時間	月～金曜日（祝日・12 月 29 日～1 月 3 日を除く） 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

① 苦情解決方法

苦情は、面談・電話・文書等により、苦情受付担当者が随時受け付けます。なお、ご契約者は第三者委員に直接苦情を申し出ることもできます。

苦情受付担当者	主任介護支援専門員　　矢萩　知津	
苦情解決責任者	主任介護支援専門員（センター長）　　石川　秀行	
第三者委員	羽陽学園短期大学教授　松田　水月	連絡先　023-655-2385
	天童市北目陽雲寺住職　佐藤　光之	連絡先　023-653-3742

② 行政機関・その他の苦情受付機関

天童市役所 健康福祉部保険給付課	電話　023-654-1111　　FAX　023-658-8547
山形県国民健康保険団体連合会 介護保険係	電話　0237-87-8003　　FAX　0237-83-3353
山形県福祉サービス 運営適正化委員会	電話　023-626-1755　　FAX　023-626-1623

13. 秘密保持・個人情報の取扱いについて

① 当事業所及び当事業所の職員は、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供に際して知り得た利用者及びその家族に関する個人情報その他の秘密について、正当な理由なく第三者に漏らしません。また、当事業所は、職員であった者についても、在職中に知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らさないよう、必要な措置を講じます。

② 当事業所は、利用者及びその家族の個人情報について、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供に必要な範囲で利用します。また、介護予防サービス計画等の作成及び

サービスの提供に必要な場合には、介護（予防）サービス事業者、医療機関、その他の関係機関等との間で、必要な情報を共有することがあります。

③ 個人情報を関係機関等と共有する場合には、利用者及び家族に対して、利用目的、情報を提供する範囲、提供先等について説明し、予め同意を得るものとします。ただし、法令に基づく場合その他正当な理由がある場合は、この限りではありません。

④ サービス担当者会議、地域ケア会議等において、利用者及びその家族の個人情報を使用する場合には、予め利用者及びその家族に対して、その目的及び使用する範囲を説明し、同意を得るものとします。

⑤ 当事業所は、利用者及びその家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」その他関係法令及び当事業所の個人情報保護に関する規程等を遵守し、適切に管理します。

14. 第三者による評価の実施状況

本事業所では、提供するサービスの第三者評価を受審しておりません。

なお、併設の特別養護老人ホーム明幸園の評価結果は随時閲覧が可能です。開示を希望される方は管理者までお申し出下さい。